

知事部局

医療局長

企業局長

教育長及び教育委員会事務局

警察本部長及び警察本部

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令

入札制度改善等検討委員会規程（平成12年岩手県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第6条 [略] 2 幹事長は総務室長をもって充て、幹事は県土整備部建設技術振興課及び医療局管理課の総括課長、主管室、総合政策部政策推進課及び出納局の <u>管理担当課長</u> 、教育委員会事務局教育企画室 <u>学校施設担当課長</u> 並びに警察本部警務部会計課長をもって充てる。 3 知事は、必要に応じて、議事に関係ある室の担当課長又は課の長を幹事として会議に出席させることがある。 4 [略]	(幹事会) 第6条 [略] 2 幹事長は総務室長をもって充て、幹事は県土整備部建設技術振興課及び医療局管理課の総括課長、主管室、総合政策部政策推進課及び出納局の <u>管理課長</u> 、教育委員会事務局教育企画室 <u>学校施設課長</u> 並びに警察本部警務部会計課長をもって充てる。 3 知事は、必要に応じて、議事に関係ある室の <u>課長若しくは担当課長</u> 又は課の長を幹事として会議に出席させることがある。 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。